

長期運転資金貸付のお知らせ

(公財)労災保険情報センター(RIC)互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

1 貸付対象者

労災診療補償保険支援(互助)契約締結後1年以上経過し、かつ、労災診療費立替払の実績のある医療機関とします。

なお、平成30年5月1日現在RICより借入れをしていない医療機関とします。

(現在当事業による借入れをしている場合は、4月24日(火)までの完済が申込条件となります。4月13日(金)までにRIC労災医療部へお問い合わせ下さい。)

2 資金の用途

経営の改善、医療施設の整備等としてご利用ください。

3 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

(貸付額は、借入申込月の前1年間(平成29年5月～平成30年4月)の労災診療費立替額の80%の5倍以内とします。最低貸付額100万円を借り入れる場合の労災診療費立替額は最低25万円となります。)

4 貸付利率

貸付利率は、財政融資資金法に基づく7月1日及び11月1日現在の貸付金利率から1.0%を減じた固定金利とします。ただし、利率の下限は、0.5%です。

(平成30年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。)

5

貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内とします。

（必要に応じて6か月以内の据置期間を設けることができますが、利息はお支払いいただきます。）

6

貸付決定

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定いたします。
なお、抽選の場合、抽選結果は6月末を目途に郵送にてお知らせいたします。

7

貸付契約締結

貸付が決定しましたら「金銭消費貸借契約書」に署名捺印・必要事項を記入のうえ「印鑑証明書」を添えて提出していただき、貸付に関する契約を締結します。

（※保証人・担保は必要ありません）

8

貸付金振込日

借入申込時に、どちらかの振込日を選択していただきます。

7月貸付 平成30年 7月25日（水）

11月貸付 平成30年 11月26日（月）

9 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、毎月の労災診療費立替額から控除して返済金に充当しますが、控除できない場合は翌月の15日までに銀行振込により返済していただくことになります。

〔貸付金利が0.5%として5年間で返済する場合の毎月の返済額の目安は、100万円の借り入れで約16,900円、1,000万円で約169,000円です。〕

10 延滞損害金

約定による債務を履行されないときには、返済すべき金額(元金)に対し、年10%の割合(365日の日割計算)で延滞損害金をいただきます。

11 借入申込期間・申込方法

平成30年5月1日(火)から同年5月31日(木)までに裏面の「長期運転資金借入申込書」(コピー使用)に記入のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。

詳細については、下記までお問い合わせください。

平成30年4月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル
TEL 03-5684-5516
FAX 03-5684-5521

長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 借入申込額 金 円
- 資金の使途
- 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)
7月 ・ 11月

指定病院等の番号
住所 〒

--	--	--	--	--	--	--	--

病院又は診療所名
代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号